

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年11月6日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和5年11月6日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
2番 伊藤 忠司
3番 糠 己紀男
4番 横井 善彦
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 正樹
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の公告について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、横井善彦委員、岡村なつ枝委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の公告について以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は1件、■■■■筆で ■■■■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされま

す。

申請番号 4-2 については農業用資材置場としての転用で、隣接地の状況は、北と東が■、西と南が■です。雨水排水は、西側及び南側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて事項書3ページ「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は1件、■筆で■㎡です。

申請番号 5-7 については借り人が営む管工事業の無蓋の駐車場兼資材置場としての転用で、隣接地の状況は、北が■、東と南が■、西が■です。雨水排水は、砂利敷により自然浸透する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、10ha 以上の一団の農地であるため第1種農地であります。既存集落に接続しており、隣接地が申請者の住宅及び事務所であり業務上必要な施設であるため、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当されるため、第1種農地の不許可の例外であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて事項書4ページの「議案第3号 農用地利用集積計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は11-1の1件、計■筆の■㎡です。期間は10年間で新規の賃借権です。借賃は■です。各土地の所在等は記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 10 分]

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 25 分]

議 長

「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「4-2」につき

まして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

推進委員の「伊藤恒久委員」ですが、申請時に事情があり、会長の私が説明を受けましたので意見を言わせていただきます。

会 長 農業用の資材置場であるので特に問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の「水谷正行委員」のご意見をお願いします。

水谷正行委 同様に問題ないと思います。

員

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-7」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

担当推進委員は「伊藤恒久委員」ですが、こちらも会長の私が説明を受けましたので意見を言わせていただきます。

会 長 特に問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見をお願いします。

岡村昇委 同様に問題ないと判断しました。

員

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画の公告について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「4-2」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
 挙手全員により、「4-2」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-7」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
 挙手全員により、「5-7」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」原案に賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
 挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
 長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
 これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

（午後 7時30分 閉会）

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員